

2024年度 女性のための子宮がん・乳がん検診のご案内 ～ネットワーク受診について～

東京都弁護士国民健康保険組合

子宮がん・乳がんは30歳代から50歳代に多くみられ、早期発見による治療が重要となります。子宮頸がんになる人は20歳代後半から増加します。早期のうちほとんど症状がありません。まずは検診をご受診ください。

当組合では、各地域で「子宮がん・乳がん検診」を受診可能なシステムを構築している検診事機関の「一般財団法人日本健康文化振興会」と契約いたしております。

ネットワーク受診では、全国の約1,900医療機関(当組合の地区の範囲で約1,100機関)からご医療機関を選択いただき受診することができます。実施可能な医療機関につきましては、『2024.婦人科検診実施医療機関名簿』を当組合ホームページよりご覧ください。
なお、ご連絡いただければ名簿を郵送いたします。

東京都弁護士国民健康保険組合に加入している方のみが対象となります。
当組合加入者には、生活習慣病健診(ネットワーク受診)および「医療法人社団ところとからだプラザ」での子宮がん・乳がん検診を含め年度内1回に限り補助をいたします。
※遡及して資格喪失された場合は、検査料金を全額ご請求いたしますのでご了承ください。
なお、組合の補助を受ける健診は、組合の保健事業のデータとして、保健事業の充実、健診に対する補助金の基礎資料として組合にて管理致しますので、ご同意のうえご利用ください。

《子宮がん・乳がん検診の検査内容》

子宮がん検診

*「医療法人社団ところとからだの元氣プラザ」で行っている『コルポスコプ診』は、実施いたしませんので予めご了承ください。

☆細胞診(子宮頸がん検査)

子宮入口部をサイトブラシなどで軽くこすり細胞をとり、顕微鏡で異常の有無を詳しく調べます。

◎問診:家族歴・自覚症状・既往歴・妊娠歴等をお聞きして診断の参考にさせていただきます。

乳がん検診

☆乳房医師視触診検査

専門医師による乳房の視診及び触診検査
※医療機関により行わない場合があります。

+

☆マンモグラフィ(乳房X線撮影)

視触診検査では発見することが難しい微小な石灰化や早期がんを発見するための検査です。40歳以上の方にお勧めしています。
※多少、痛みを伴う場合があります。

又は

☆乳房超音波検査

数ミリの手に触れないしこりを見つけるのに有効な検査です。若年の方、乳房に痛みや炎症・外傷がある方に有用です。39歳未満の方にお勧めしています。

◎問診:家族歴・自覚症状・既往歴・妊娠歴等をお聞きして診断の参考にさせていただきます。

※乳がん検診において、マンモグラフィまたは乳房超音波検査のどちらか一方の実施となります。
※20、30代の方は乳腺が発達しているため、マンモグラフィでは全体的に白く写り、がんの検出率が低くなる場合があります。その為、乳房超音波検査に変更させていただくことがあります。(同一料金となります。)

【お申し込み期間】 2024年4月～2025年2月28日

【実施期間】 2024年4月1日～2025年3月31日
※医療機関により、受診可能期間に相違が生じる場合がございます。ご了承ください。

【実施医療機関】 国保組合ホームページの医療機関名簿参照
(保健事業>健康診断事業>女性のための子宮がん・乳がん検診よりご覧いただけます。)

【検査内容・検査料金】

コース名	コースA	コースB	コースC
検査内容	子宮がん・乳がん検診 (マンモグラフィまたは乳房超音波検査)	子宮がん検診のみ	乳がん検診のみ (マンモグラフィまたは乳房超音波検査)
検査料金	15,695円	8,545円	9,645円
受診者負担金	8,420円	3,940円	4,480円
弁護士国保補助金	7,275円	4,605円	5,165円

(消費税10%込料金)

※女性のための子宮がん・乳がん検診に対する補助は、生活習慣病健診(ネットワーク受診)および「医療法人社団こころとからだの元氣プラザ」での実施を含め年度内1回です。
※乳がん検診の医師視触診実施は医療機関によっては実施しない場合があります。なお、弁護士国保補助金にて調整いたします。受診者負担金は変わりません。ご了承ください。
※検査実施後に払込票が送付されますので、郵便局またはコンビニエンスストアにてお支払いください。

【お申し込み】 1. 「女性のための子宮がん・乳がん検診 受診申込書」の受診者情報、希望するコース・オプション、希望日時・医療機関名をご記入のうえ、FAXまたは郵送にて東京都弁護士国民健康保険組合へ事前にお申し込みください。

注意1 日程調整には1ヶ月程度必要な場合がございます。希望日時はお申込みをされる日の1ヶ月以降をご記入ください。また、医療機関へ直接予約された場合は、申込書の通信欄へ予約日時をご記入のうえ、受診2週間前までに必ず申込書を組合へご連絡ください。

注意2 なお、医療機関へ直接予約された場合等で、組合へ事前申し込みをせずに受診された場合は、組合補助はありません。全額をご負担いただきます。予めご了承ください。

●東京都弁護士国民健康保険組合

〒105-0001 東京都港区神谷町5-1-5 メトロシティ神谷町7階

電話番号: 03(6432)4701

電話受付時間: 9時30分～12時、13時～16時30分

FAX番号: 03(6432)4702

2. 東京都弁護士国民健康保険組合にて資格確認をし、健診事務委託先: (一財)日本健康文化振興会へ日程調整依頼をいたします。

【実施の流れ】

- ①日本健康文化振興会から郵送にて「実施日のお知らせと問診」「注意事項」が届きます。
②医療機関から郵送にて検査書類が届きます。
- 検査当日は問診票、医療機関書類、健康保険証および医療機関の診察券(お持ちの場合)をご持参のうえ、受付に提出してください。
- 医療機関により異なりますが、結果は受診後約1ヶ月かかります。
- 受診約2ヶ月後、「払込取扱票」が送付されます。郵便局またはコンビニエンスストアにてお支払いください。
※個人的に追加された検査料金は、受診当日に医療機関会計窓口にてお支払となります。

【お問い合わせ】

☆受診日時確定前の日程確認・変更や内容変更は、(一財)日本健康文化振興会へご連絡、受診日時確定後の日程変更や内容変更は、医療機関と(一財)日本健康文化振興会へご連絡をお願いします。

【健診事務委託先】

●一般財団法人日本健康文化振興会 本部事務局 健診業務部

〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南1-14-1

電話番号: 03(3316)0777

業務時間: 月曜～金曜(祝日を除く) 9時～17時30分 (但し、12時～13時除く)